

第 23 回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 1 時 00 分から午後 5 時 30 分まで

開催場所 長野県長野合同庁舎 502 号会議室

出席者

【委 員】 神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畑委員、依田委員

【事務局】 （総務部情報公開・法務課）伊豫田課長ほか 5 名

1 開会

2 会議事項

(1) 令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

（神戸会長）

会議事項(1)「令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取」についてですが、前回審議対象のファイルについて、依田委員から追加で御意見があると申出をいただいております。依田委員、お願いします。

（依田委員）

前回の会議の時に、担当課に問合せをしていたものが 1 件あり、第 22 回の現物確認ファイル一覧の 20 番「障がい者スポーツ振興」というファイルです。この中に、条例に基づいて設置された協議会の資料が綴られておりました。この資料が他で保存されているのであればこちらは廃棄適当と考えたのですが、他に残っていないとの回答でしたので、20 番については、廃棄不適当としたいと思います。なお、障がい者スポーツ振興という名称ですので、他にも雑多なものが含まれておりますが、協議会の資料が含まれておりますので、廃棄不適当でよいと思います。

（神戸会長）

ただいまの御意見につきまして、他の委員から御意見はございますでしょうか。協議会の資料が含まれるということですので、審議会としても廃棄不適当としてよろしいでしょうか。

【異議なし】

（神戸会長）

前回の 20 番のファイルについては、廃棄不適当とさせていただきます。

本日の審議につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

(資料1、2-1、2-2、2-3について説明)

◇ 今年度5回目の審議会で、廃棄審議は今回で最終となる予定。今回の審議対象は、危機管理部、企画振興部、健康福祉部のファイル。

◇ 資料1のスライド4は、依田委員からの事前質問事項について、事務局で確認した結果をまとめたもの。

①の各通知等の文書がどのような所属で保管をしているかという質問について、通常は保健福祉事務所のみに保管がされており、保健福祉事務所からの調査票等の報告をもとに、本庁で集計を行っている。

②の患者台帳や保健所長会議の文書はどの所属で保存しているかという質問について、患者台帳は本庁の感染症対策課で全件のデータを管理しており、保健所長会議については、本庁と保健所のそれぞれ保管をしている。本庁が主管しているため、本庁からの移管を想定している。

◇ 資料1のスライド5は、調査票及び患者台帳のイメージ。各保健福祉事務所では、医療機関から提出される発生届の情報や、保健所で行った調査の結果を、調査票に反映し、本庁に報告をしている。

本庁では、報告された情報のうち住所等を除いたほとんどの情報を患者台帳に反映している。

◇ 資料1のスライド6は、新型コロナウイルス感染症の関連文書の流れをまとめたもの。主な流れは、発生届が医療機関から各保健福祉事務所に提出され、発生届の情報や関連情報を保健福祉事務所で調査票に記載をし、本庁に報告している。本庁では、この報告を患者台帳等のデータに集約をしているという状況。

患者措置、濃厚接触者援護措置等、各機関で連携して対応をしているが、保健福祉事務所で完結する手続のため、個別の文書は、保健福祉事務所で保存をしているのみ。調査票には集約された情報を記載している。

時期によって多少違いはあるが、基本的にはこのような流れとなる。

◇ 資料1のスライド7の審議結果について、第21回の廃棄不適当理由別の件数に誤りがあったため修正を行った。廃棄不適当理由が別表(5)に該当するもの1件を、別表(1)の件数として集計してしまっていたものを修正。

(神戸会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして御意見御質問等あれば、委員から御発言をお願いいたします。

瀬畑委員お願いいたします。

(瀬畑委員)

確認ですけれども、資料1のスライド4のところで、「調査票等で濃厚接触者、就業制限、発生届、入院等の情報を本庁で集計をしている」というものは、患者台帳のことでしょうか。その後に、「個別の通知件数ではなく、患者情報を調査票に集計し報告」とありますが、その辺りがあまり理解できていないので、もう一回補足で説明をしていただけるとありがたいです。

(神戸会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

資料に記載の、「各情報が報告され本庁で集計されている」「個別の通知件数ではなく、患者情報を調査票に集約し報告」の記載についての御質問です。これらにつきましては、資料1の6ページにあります、濃厚接触者への通知ですとか、就業制限の通知等を対象の方にお送りしているのですが、この件数自体、例えば濃厚接触者へ通知を何件送りました、外出自粛要請通知を何件送りましたといった報告は本庁にはしていないとのことです。ただ、例えば患者の濃厚接触者にはこういった方がいて、それらの方がこういった対応をされているのかといった情報については、調査票の中に集約をしています。その調査票については、本庁に報告をしておりますので、それらの内容については本庁の方でも確認できる、といった趣旨で記載をしたものでございます。

(瀬畑委員)

調査票は保健福祉事務所の職員が書いているものということですよ。

(事務局)

そのとおりです。

(瀬畑委員)

このデータを、調査票の状態で本庁に渡しているということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(瀬畑委員)

それで、その調査書のデータを患者台帳に打ち込んでいるという理解でよいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(瀬畑委員)

調査票と患者台帳の内容がどこまで被っているのかということは、スライド5を見ると、「住所や行動歴等を除き、ほとんど網羅」とあり、「等」の中に何が入るかにもよるのですが、調査票の内容は、基本的には患者台帳で網羅的に見ることができるという仕組みでよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(瀬畑委員)

この患者台帳をデータで管理しているということは、紙ではなく、電子データとして管理していると思うのですが、行政文書にはなっているという理解でよいでしょうか。

(事務局)

データのみではありますが、公文書として保管されていると承知しております。

(瀬畑委員)

この台帳は、今回は特に廃棄対象として一覧には入っていないのですね。行政文書として管理されているということは、保存期間も決まっていて、移管するか保存するかは最終的にはこの審議会で判断するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(瀬畑委員)

調査書と患者台帳の保存期間は違うのでしょうか。

(事務局)

保存期間につきましては、こちらで承知しておりません。資料1の4ページの中で一部説明をしていなかった箇所がありましたので説明させていただきます。③について、今回、松本保健福祉事務所からしか新型コロナ関連の文書が出ていないという状況ですので、理由が何かあるのかという依田委員からのお問合せがありました。確認しましたところ、保健所により、5年保存、3年保存としていたり、あるいは延長をかけていたり、一律の対応ではなかったため、保存期間についても保健所で持っている文書は必ずしも一律ではないと承知しております。

(瀬畑委員)

分かりました。

(神戸会長)

その他に、御質問、御意見があればお願いいたします。

赤川委員お願いします。

(赤川委員)

資料1の6ページで、保健所の中の患者台帳と感染症対策課の中の患者台帳がありますが、これは別のものでしょうか。

(事務局)

別のものですが、こちらで確認しました限り、概ね同じような情報が入っております。

(赤川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(神戸会長)

その他に御意見、御質問はございますでしょうか。依田委員お願いします。

(依田委員)

このような資料を作っていただきありがとうございます。文書の関係性が大分明確になったと思います。今回、知事意見付与で、コロナ関係で廃棄不相当としているものが結構ありますが、その廃棄不相当の判断については、今のところ変更はないという考えでよろしいでしょうか。

(神戸会長)

事務局としては、現状変更はないということよろしいですか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(神戸会長)

知事意見が廃棄不相当のファイルの審議はまた後ほどさせていただきたいと思いますが、この段階で御意見御質問が他にございましたらお願いします。

【意見なし】

(神戸会長)

最初に、今回新たに用意していただいた知事部局のファイルの現物確認を行いたいと思います。これまでと同様に、効率的な現物確認をお願いしたいと思います。方法としては前回と一緒にとなりますが、各自希望するファイルは自由に確認していただきまして、1名でもファイルを確認した場合はファイルを審議会として確認したものとみなさせていただきます。

1名でもファイルを確認したということを明確にするために、現物確認が済んだファイルには、事務局から配布される一覧に各自チェックを入れ、ファイルの背表紙についている付せんを外してください。

委員全員でファイルの中身を確認する必要がある場合は、現物確認時に該当ページに付せんを貼って、コンテナに移動してください。このファイルは、審議の際に適宜御発言いただいて全員で確認を行いたいと思います。

現物確認の時間は15時15分までとし、終了10分前となりましたら事務局から連絡をしていただきます。以上のような進め方としたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

現物確認を行います。各自確認をお願いいたします。今回で廃棄審議は終了としたいと考えておりますので、委員の皆様には可能な限り時間内でご確認いただくよう御協力をお願いいたします。

【現物確認】

(神戸会長)

それでは審議に移らせていただきます。

今回現物確認を行いました危機管理部、企画振興部、健康福祉部のファイルについて、これからおよそ90分間を目途に審議を行わせていただきます。審議の順番につきましては、これまでと同様に、最初に、知事の意見が廃棄不適當のファイル、次に今回現物確認を行ったファイルの審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

廃棄予定文書ファイルに係る知事の意見が廃棄不適当とされた 60 件のファイルにつきまして、10 分間を目途に審議を行います。廃棄適当としても問題ないのではないかなど、知事の意見と異なる意見などございましたら御発言をお願いいたします。

瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

106 番の感染症審査協議会という保健福祉事務所の資料です。おそらく協議会関係の資料であることから、不適当という判断がされたのだと思いますが、内容を見ると、発生した具体的な結核患者の情報と、それを協議会に諮問して、何件発生しましたという答申を出さなければいけないようです。機械的に答申を出しているという形なので、実質的には結核患者の個人情報の塊のような文書です。今回の文書に関してはコロナのものは含まれていなかったの、これに関しては廃棄適当でいいと思います。この感染症審査協議会の文書は他の保健所からもいくつか出てきています。資料 2－1 の①のシートに知事意見不適当分が一覧になっており、この中の 61 番が今お話をしたのですが、おそらく似たようなものが 53 番と 58 番、また、松本保健福祉事務所には新型コロナの同じものがあり、これは新型コロナのものが含まれるので廃棄不適当でいいかと思いますが、大町と長野保健所のものに関しては似たような文書だと思います。

ただ、年度を見る限り長野保健所は平成 30 年なので、おそらく佐久と同じかと思いますが、大町に関しては令和 2 年なので、コロナが入っている可能性があると思っています。

ですので、現物まではきちんと確認はできていないので、佐久と同じようにコロナの文書が入っていないものであれば、この二つに関しても廃棄適当にしてもよいと思います。今回は結論が出ないと思うので、次回最終確認だと思いますが、もしコロナが入っていれば廃棄不適当という形での審議になるのではないかと思います。

(神戸会長)

この点について審議させていただきます。106 番につきまして、御質問御意見はございますでしょうか。

依田委員はこちらのファイルの確認はされましたか。

(依田委員)

私も 106 番について確認しました。これはコロナに関係ないものでしたので、これは廃棄適当で問題ないと考えます。また、私が確認したもので、同名のものがありまして、83 番の感染症審査協議会というものです。こちらは全く別の委員の任命

に関するものがほとんどでした。それ以外のコロナですとか、感染症協議会の審議の文書は入っていませんでした。

(神戸会長)

そうしましたら、106 番については廃棄適当でよろしいのではという御意見ですが、他の委員の皆様もよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

瀬畑委員から同様のファイル、大町と長野のものについては、コロナの関係が入っているかどうかを確認した上で、入っていなければ廃棄適当でよろしいのではないかという意見をいただきました。この点は次回に持ち越しでよろしいでしょうか。コロナの関係が入っていれば廃棄不適当で、入っていなければ廃棄適当ということで今日確認させていただけばよろしいでしょうか。瀬畑委員、実際に現物を御覧になった方がよいでしょうか。

(瀬畑委員)

こちらに関しては、現物確認は行わなくても構いません。県に確認してもらえばと思います。

(神戸会長)

では、今日の段階では、コロナの有無によって結論を出すということで審議会の判断としてよろしいでしょうか。

事務局からどうぞ。

(事務局)

ただいま確認をしておりますので、もし本日の審議会の時間内で確認できようでしたら、その旨御報告したいと思います。

(神戸会長)

そうしますと、先ほどの依田委員の意見で、83 番は廃棄適当という御意見がありましたが、それ以外に、依田委員お願いします。

(依田委員)

今回、知事意見が廃棄不適当とされたものの中にコロナの関係のものがかなり多く入っていました。現物を確認したり、事務局の方でいろいろな資料を作っていたいたりしたので、その資料と現物を見ながら皆様で確認したいと思います。

(神戸会長)

番号で言うとなん番でしょうか。

(依田委員)

私が確認したものと、60番と79番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、以上です。

(神戸会長)

現物確認をさせていただいて、依田委員の御意見を伺いながら、ということよろしいでしょうか。

(依田委員)

廃棄不適当リストに無いもので、皆様と現物確認を行いたいものがありますので、それと一緒に確認したいと思うのですが。

(神戸会長)

廃棄不適当のものだけではなく、他の知事意見が廃棄適当のもので現物確認を行ったものも含めて、一緒に現物確認させていただいてもよろしいでしょうか。さらに追加するものはありますか。

取り急ぎ不適当なものだけを先に確認しますか。それとも、関連するものは一緒に確認した方がよいでしょうか。

(依田委員)

そうですね、「移管となるこちらに綴られているから、こちらは廃棄適当」といったこともあるかと思うので、一緒に確認したほうがよいと思います。

(神戸会長)

コロナ関係だけ集約して一緒に見る形でよろしいでしょうか。

他の委員の皆様、この方法でよろしいでしょうか。

(赤川委員)

私が確認したもののうち、他の委員と確認したいものでコロナ関係の情報が入っているものがあるのですが、それも一緒によろしいでしょうか。連番の1番、2番ですが、コロナ関連の情報が入っているので併せて確認していただければと思います。

(神戸会長)

他の委員から、コロナ関係で、委員全員で確認を行いたいものはございますか。
よろしいでしょうか。

依田委員、赤川委員の意見に基づくものにつきまして、現物確認をさせていただきたいと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

最初に、廃棄不適当とされているファイルのうち、コロナ関係で今確認していたものについて、依田委員から整理してお話しいただくことでもよろしいでしょうか。各委員もフォローをお願いできればと思います。

廃棄不適当とされているファイルのうち廃棄適当とするものはありましたでしょうか。

(依田委員)

87 番は廃棄適当でよいと思います。廃棄適当とするものはこの 1 件です。

(神戸会長)

廃棄不適当とされているファイルのうち、87 番については、健康福祉部感染症対策課で保持している患者台帳とデータが重複すると思われるので、廃棄適当という意見でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

事務局どうぞ。

(事務局)

先ほど瀬畑委員から御質問いただいております感染症審査協議会の関係で、担当課に確認がとれましたので報告させていただきます。コロナ関係の文書が含まれるものは、知事意見不適当リストの 37 番の松本保健福祉事務所のもの、こちらは現物確認リストの 92 番のものです。それと追加で、知事意見不適当リストの 53 番の大町保健所のものが、コロナ文書ありということでした。含まれないものは、知事意見不適当リストの 23 番、北信保健所のもの、こちら結核審査協議会記録とあるのですが、同じ審査協議会名のものということで確認させていただきましたが、コロナ文書が含まれないと確認がとれました。同じく、58 番の長野保健所のもの、先ほど瀬畑委員に現物確認いただいた 61 番の佐久保健福祉事務所のもの、こちら

についてもコロナの文書が含まれないということで、先ほどの御意見からしますと、こちらは廃棄適当となるものかと存じますが、御判断をいただければと思います。

(神戸会長)

御報告いただきました廃棄不適当リストの23番と58番と61番について、先ほどの87番と併せて、廃棄適当ということで、審議会として確認させていただくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

現物確認を行ったファイルの審議をさせていただきます。現物確認いただいた公文書ファイルのうち、廃棄不適当と考えるものについて、委員の皆様から意見を願います。これまでと同様に、通し番号を述べていただいてから廃棄不適当とする理由について簡潔に御発言いただければと思います。それでは、名簿順に赤川委員から先ほどのコロナの分も含めましてお願いできればと思います。

(赤川委員)

現物確認ファイル一覧の1番、2番、消防課の答弁資料と委員会資料です。原則的には答弁資料や委員会資料は残さないという判断をこれまで審議会で行ったと思うのですが、消防課のコロナ対策室、それから今回は出てきていなかったかと思いますが、先ほど委員の皆様と現物確認した中で、健康福祉部の感染症対策課の答弁資料や委員会資料で、今後コロナに関連するものは、コロナの5類移行までのものに関しては残すということによいのではないかという意見になりましたので、1番と2番については廃棄不適当ということでお願いできればと思います。

(神戸会長)

皆様に御確認いただいたところですが、よろしいですか。

【異議なし】

(神戸会長)

赤川委員、その他にございましたらお願いします。

(赤川委員)

現物確認ファイル一覧の97番と98番、松本保健福祉事務所と大町保健福祉事務所の業務概況書というファイルです。ここでの業務概況書は、各所に送付しているようですが、歴史館等には送られていなさそうだとすることを事務局に確認してい

ただきました。また、本庁に送っていると思われるけれども、概況書というファイルの形では残していないようで、一般のファイルの中に入ってしまう可能性があるのです。こちらのファイルを残すという判断をしたほうがよいのではないかと思います。97番と98番に関しましても、廃棄不適當ということをお願いできればと思っています。

(神戸会長)

97番と98番について御意見いただきました。ただいまの御意見について御質問御意見はございますでしょうか。

瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

関連して100番と103番も同じ種類のものだったので、廃棄不適當でお願いしたいと思います。

(神戸会長)

同様の理由から100番と103番も廃棄不適當ということですが、反対の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

97番、98番、100番、103番につきまして廃棄不適當とさせていただきます。
続きまして、伊佐治委員お願いいたします。

(伊佐治委員)

まず廃棄不適當としていただきたいものが2件、そのほか5件ほど現物を皆様に見ていただいて御相談したいものがありますのでお願いします。

まず、廃棄不適當がふさわしいのではないかとということで、41番の総合政策課統計室の調査結果という資料になります。内容は平成29年度に国で行われた就業構造基本調査の結果に基づいて、長野県内の状況を改めてまとめて作られた冊子のデータになります。例えば、長野県の高齢者の就業率が全国1位であるなどと分析もされているものになります。また、この結果についてプレスリリースなどがされているのですが、事務局に調べていただいたところ、冊子としては残っておらず、ホームページにのみあるということになりますので、これについては、紙ベースで残っているものは廃棄不適當としていただきたいと思います。

(神戸会長)

41 番のただいまの御意見について何か反対の御意見等はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

41 番は廃棄不適当とさせていただきます。
続きまして、伊佐治委員お願いいたします。

(伊佐治委員)

次は 49 番です。地域振興課の地域発元気づくり支援金表彰関係とあるものです。この元気づくり支援金については、それぞれの地域で申請書などを綴っているものについては廃棄ということで検討してきたと思うのですが、本庁の主管課で、記録をまとめている資料については、長野県全体の状況が分かる記録として保存が望ましいのではないかというお話をさせていただいたかと思います。改めて調べていただいた結果、平成 30 年度以前のものは廃棄になっているということなのですが、こちらの資料の中身を見させていただきますと、例えば県下のそれぞれの地域から、こういった内容のものが上がってきて、そして、これについては評価が高いので表彰するというような資料がありました。そのほかに貴重だと思ったのは、地域ごとに色々な要望が出てくるのですが、年度ごと、地域ごとに、何件要望が出てきているかとか、地域ごとに出てきた要望がどのぐらいの割合で採択になっているか、それから本庁でその地域ごとの予算の配分基準の記録や、事務担当者会議の会議録などが残っています。

以前、お話ししたとおり、この地域発元気づくり支援金というものは、市町村のそれぞれの市民、町民、村民などが自主的にその地域課題に基づいて色々な活動をしたときに、資金面で不安があるということで、県からこの支援金をいただいて、期間限定ですけれども、それぞれ活動しているということで、県民の活動が分かる貴重な資料だと思っております。主管課の資料については貴重な資料ということで、今回現物確認を行ったのは 2 冊ですけれども、別表の(3)あるいは(5)、県の諸活動について将来の県民に伝える価値の高いもの、県民を取り巻く社会環境自然環境等に関する重要な情報が記録されていると判断してもよいのではないかと思います。

(神戸会長)

ただいまの御意見について御質問御意見はございますでしょうか。地域ごとの県民の活動の重要な記録だと思いますので、別表に基づいて残していくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、49 番につきましては、廃棄不相当とさせていただきます。
続きまして、伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

37 番から 40 番までです。これは後ほど現物を見ていただきたいのですが、いずれも知事が全国レベルで集まり、政策的なこと、国への要望・提言なども含めて議論をしている資料になるのですが、例えば、38 番の中部圏開発整備地方協議会というのは、中部圏開発整備法に基づいて設置されている協議会ということで、それぞれの地域で開発の整備をどのように行っていくのかということが議論されている、そういった協議会になります。これは長野県ほか全 9 県で、中部圏の県で構成されています。様々な分担金をどうするかとか、委員名簿とか、そのほかにも様々なものが含まれていますけれども、これは法律に基づく協議会ということで、記録を残してはいかかと思いました。

それから、その次にあります全国知事会、これも 3 分冊になっているのですが、全国知事会というのは、地方自治法に基づく組織ということで、これは全都道府県の知事が参加しており、政策に係る諸活動を行っています。年に 2 回開かれているかと思いますが、これも 3 冊になっているのは、国に対して知事会として行う提言に対する、長野県がこういうところはこういうふうに直してほしいというような修正をするために、担当レベルでかなり細かく議論を積み重ねて修正をしているというような、そういった資料がすべて網羅的に残っているものになります。そのため、この 2 つは廃棄不相当でよいのではないかと思います。

迷うのは、37 番のふるさと知事ネットワーク、それから 40 番の中部圏知事会ということで、似たような内容なのですが、両方とも基本的には任意団体ということになるかと思います。

「ふるさと知事ネットワーク」というのは、見てみますと、例えば現代的な課題である地域交通ですとか、それから若者の地方就職等をどう進めるかという部分を、任意の知事、15 団体だったと思いますけれども集まって決めています。この中には、長野県からは副知事が参加している会議録、記者会見等の記録がありました。

同じく 40 番の「中部圏知事会」は、9 県と名古屋市長が参加しており、山梨県は参加していないものでした。

そのため、区分けとして、37 番、40 番は廃棄をし、根拠法があるようなものは、残していったらどうかと思います。若干迷っている点もありますので、もし可能でしたら御覧いただいて、最終判断していただければありがたいと思います。

(神戸会長)

では、現物確認させていただきたいと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

伊佐治委員からまとめをお願いします。

(伊佐治委員)

皆様に御覧いただきました結果、38番と39番については、法に基づく組織の協議内容ということで、これについては廃棄不適當でよいのではないかということになりました。

一方、37番、40番については、任意での集まりということで、こちらについては廃棄適當でよいのではないかということになりました。

(神戸会長)

審議会の意見として、38番と39番につきまして廃棄不適當ということで、確認させていただきたいと思います。

伊佐治委員、その他にございますか。

(伊佐治委員)

もう一点、これも少し迷ったもので、瀬畑委員と協議をしたものになるのですが、47番の地域振興課の局予算要望というものです。これは各地域振興局からの意見の一覧表があって、それが予算に反映されたかどうかということを検証している資料になります。政策決定の経過でもあるかと思うのですが、これは瀬畑委員も御覧になって、この内容のものは各地域振興局だけではなくて、それぞれの担当課にもあるかもしれないから、これを残していくとなくなりかねないという話をしました。県下の各地域振興局の状況、動きが分かるものではあるということでした。少し迷ったものになります。

瀬畑委員、御意見があればお願いします。

(瀬畑委員)

伊佐治委員に御説明いただいたとおりです。

(神戸会長)

47番について、残す意味はあるけれども、全部残していくと大量になってしまうという御意見ですかね。

では、現物確認をお願いします。

【現物確認】

(神戸会長)

伊佐治委員、おまとめいただいてもよろしいですか。

(伊佐治委員)

それでは皆様に見ていただきました結果、これについては廃棄不適當とします。理由としては、各地域振興局、地域から挙げた要望をもとに、政策を挙げていく、政策の過程が分かるものですので、これは、最終的には予算に関係するその元資料ということで、廃棄不適當ということでお願いできればと思います。

(神戸会長)

続きまして、私から一点提案させていただきます。20 番です。これは他の委員も御覧になっているので、必要ないという御意見があるかもしれませんが、これは防災計画の変更を防災会議で行っている資料でした。議事の概要や質疑応答の内容が書かれていました。ホームページでも発表されていたものではありますけれども、計画変更の内容等がありましたので、私としては廃棄不適當と考えます。担当課の方では、重要でない変更というような考え方だと思いますけれども、防災会議での意見等も記載されていたので、住民の意見が書かれているものというところで残したらどうかと考えました。いかがでしょうか。

(依田委員)

109 番も同様の内容で、地域防災計画の修正です。両方見比べてはいないのですが、どちらかを不適當にするか両方を不適當にするかと思ったところです。20 番の方は中身を見ていないので何とも言えないのですが。

(神戸会長)

20 番を依田委員は御覧になっていないというところですね。

特に反対の意見がなければ、両方残す方向でもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。変更の中身等を確認して判断した方がよろしいですかね。中に議事概要や当時出された意見等が入っていたので、そういった点からも 20 番は残した方がよいのかなと思いました。

(伊佐治委員)

20 番の方は、危機管理防災課のもので、これはまさに主管課だと思うのですが、先ほど依田委員がおっしゃった 109 番については、食品・生活衛生課の「地域防災計画関係」ということで、どういう内容が書かれているか気になったところではありました。

(神戸会長)

依田委員お願いします。

(依田委員)

内容についてはまさしく地域防災計画の修正です。

【現物確認】

(神戸会長)

109 番の方は食品・生活衛生課の担当する部分の防災計画の変更で、それを危機管理部の防災会議の方で検討されて取りまとめられているということでしたので、20 番の方を残すということでご確認いただきました。よろしいでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

続きまして瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

まず、12 番の消防年報（県）というものですが、これは基本的には国の火災年報とか救急救助の現況とか、国が取りまとめている年報みたいなものが綴られているのですが、県がそれに関する情報を取りまとめているという県側の資料のようです。話を聞いたところ、こういう類のものは県の「統計ステーション」という、インターネット上で公表されている中に入っているようですが、平成 25 年度とか 24 年度のものは入っていないということでしたので、これについては、県の統計の類なので、廃棄不相当として残してもよいのではないかと思います。

(神戸会長)

12 番について御意見をいただきました。

特に反対の御意見はございませんでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

では、12 番については廃棄不相当とさせていただきます。

引き続き瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

16 番と 17 番について一緒に発言します。16 番は焼岳の火山防災対策です。これは、焼岳と乗鞍岳の火災防災協議会というものがある、岐阜県と一緒にやっているものですが、その長野県側の事務局があって、松本地域振興局の総務管理課が担当しているようです。17 番の浅間山に関しては佐久地域振興局が担当しているようです。地域振興局に文書が残っているのか、焼岳については、松本地域振興局に伺ってもらったところ、対策協議会が県の組織ではないということで、協議会の記録そのものの自体は公文書として扱っていないという回答がありました。その回答はそれでよいのかという問題もあるような気がするのですが、ただその危機管理防災課の方は出席者の側ではあるのですけれども、当然主要な出席者の一人ではありませんので、こちら側にまとまった形で残っているというものです。危機管理防災課の方は、自分の課が主管ではないから 3 年保存という短い保存期間をおそらく付けていると思うのですが、具体的に火山の発生時の避難の方法に関する検討とか、そういったこともかなりやっております。焼岳と浅間山に関しては、長野県にとっては相当インパクトのある火山ですので、地域振興局の資料が公文書として扱われていない以上は、この二つに関しては危機管理防災課のものを廃棄不適当とする形になろうかと思います。

ちなみに、18 番の草津白根山の文書も関連しているのですが、これに関しては、事務局はほぼ群馬県で、長野県の側が何かを主催しているというよりは、お付き合いで出席しているような感じで、一応長野県の端っこのところは関わるということなののですけれども、こちらに関しては、重要性は低いだろうということで、18 番に関しては廃棄適当でよいと思います。16 番と 17 番を廃棄不適当という判断をしたいと思います。

(神戸会長)

ただいまの御意見につきまして、御質問や御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

重要な資料かと思いますので、廃棄不適当ということにさせていただきます。

引き続き瀬畑委員お願いいたします。

(瀬畑委員)

44 番と 45 番、県政ランチミーティングの話です。これは定期的に、必ずしも毎月ではないのですけれども、県知事がランチミーティングとかティーミーティングという形で、県の様々な団体から実際の要望や意見を聞くというもので、公開で行われているものです。よく新聞記事にも取り上げられているものだと思います。

これについては、知事本人が実際に行って話をしているという記録や、それにどう対応したか、対応の結果の文書が載っています。今の知事が、県政ランチミーティングや各地での移動知事室などで、県民の意見を聞くといったことを、かなり意識的に重点的にやっているというような認識をしておりますので、これは阿部県政をのちのち考えた際に、資料として重要なものになるだろうというように思います。量が多いものですが、これに関しては廃棄不適當という判断でよろしいかと思ひます。

(神戸会長)

特に反対の御意見はございませんでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

44 番と 45 番につきましては廃棄不適當ということにさせていただきます。
引き続き瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

48 番の地域振興局長会議ですが、これも先ほどの資料に少し関係があるのかもしれない。こちらは、副知事が中心となっているようですが、地域振興局長を全員集めて、自分たちの課題について色々とプレゼンを行って、それに対して知事、副知事がコメントをするという形で行われている会議です。こういったものは、地域から実際に挙がってきた課題に対して、県はどう対応しているかということが分かる資料だと思います。また、先ほどの「局予算要望」と同じで、こちらも地域振興局ができたときのものかと思ひますので、これについては、地域からの要望に対してどういう答え方をしているのかということも含め、県の政策決定の重要な会議だと思いますので、廃棄不適當でよろしいのではないかと思ひます。

(神戸会長)

御意見、御質問はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

48 番は廃棄不適當とさせていただきます。
続きまして依田委員お願いいたします。

(依田委員)

私からはまずコロナ関係で廃棄不適当としたいものをいくつか報告いたします。

コロナ関係については、国でも原則移管としておりまして、国の機関である日本学術会議からもきちんと資料を残すようにということで、勧告が出ておりますし、ある歴史系の団体からも、国や自治体に対して、重要なコロナ関係の資料、特に保健所のものは重点的に残すよう、要望も出ております。したがって、今回も通常は廃棄となるような内容のものであっても、廃棄不適当にした方がよいものがありますので、いくつか述べたいと思います。

先ほど、委員の皆様で確認をしていますが、70 番の感染症発生動向調査、こちらは管内の各週の数値が出ているものです。72 番の感染症診査協議会、入院の勧告等のものです。84 番は、雑多なコロナ関係の資料が入っているものですが、松本保健福祉事務所のコロナ対応の一連の流れがわかる資料ということで、これも廃棄不適当ということにしたいと思います。続いて、101 番の感染症発生届、102 番の感染症検査台帳、これもコロナ関係です。114 番と 116 番は、学校関係でコロナ出席停止や登園自粛等の通知なので、これも廃棄不適当と考えます。以上です。

(神戸会長)

コロナ関係につきましては、先ほど委員全員で確認させていただいたところです。今、依田委員にまとめいただいたとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

それでは、今御発言いただいたところについては、廃棄不適当ということでお願いいたします。

引き続きお願いします。

(依田委員)

77 番の第 5 期高齢者プランです。平成 24 年から 3 年間の計画の関係の資料で、プランの協議とか、パブコメとか、議会報告の関係も入っているので、これは廃棄不適当でよいと思います。

(神戸会長)

77 番について御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

それでは 77 番については、反対意見がないようですので廃棄不適當ということにさせていただきます。

引き続き依田委員お願いいたします。

(依田委員)

66 番の原爆被害者関係の文書です。この精密検診という文書については、廃棄適當と思ったのですが、その関連の文書として、現物確認リストにはないのですが、廃棄リストの中にある 389 番と 390 番についてです。390 番の原爆被爆者健康診断一般については、過去の審議会の答申から廃棄不適當と思ったのですが、389 番については、原爆二世のもので、それをどうするかという議論を、まだ審議会で行っていないので、現物確認をお願いしたいと思います。

(神戸会長)

皆様で現物確認をお願いいたします。

【現物確認】

(神戸会長)

依田委員まとめていただいてもよろしいでしょうか。

(依田委員)

今回のものは、過去に審議会で廃棄不適當としてきたものとは少し違うもののようなので、この健康診断については、廃棄適當で問題ないとさせていただきます。

(神戸会長)

それ以外について依田委員お願いいたします。

(依田委員)

95 番の松本保健福祉事務所の災害対策本部松本地方というもので、先ほど、一緒に確認すればよかったのですが、リスト上のファイル名は災害対策本部となっていますが、実際の現物のファイル名を見たところ、コロナと記載がありました。県の対策本部の資料がほとんどで、松本地方のことは少しだけ入っているようなのですが、どこまで残るか現物を確認して考えたいと思います。

(神戸会長)

委員の皆様お願いいたします。

【現物確認】

(神戸会長)

依田委員まとめていただいてもよろしいでしょうか。

(依田委員)

95 番については、リスト上では災害対策本部となっていますが、実際の名称を見たところ新型コロナ対策本部会議と書かれており、現物を確認したところ、ほとんど本庁で主管している資料でしたので、これについては廃棄適当でよいと思います。

(神戸委員)

続きまして、伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

会長と一緒に確認をさせていただきました、74 番、木曽保健福祉事務所の町村合併という、平成 15 年度の資料になります。これは、山口村が中津川市と合併をしたときに、木曽保健福祉事務所で行っていた事務、例えば診療所における手数料ですとか、診療所の許可の経過を引き継いだ際の記録などの資料が残っていたので、これについては廃棄不適当がふさわしいのではないかと思います。

(神戸会長)

私も一緒に確認させていただきました、県をまたぐ合併というのはあまりないことかと思えますし、住民生活上の診療所など、その辺りの心配事の対応というところなどが載っておりましたので、廃棄不適当でよいかと私も思います。反対の御意見等はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

74 番につきまして廃棄不適当とさせていただきます。

その他に本日現物確認させていただいたもので廃棄不適当の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

ただいま御発言いただいたものについては、廃棄不適当ということとさせていただきます、本日現物確認したファイルのうち、これまで廃棄不適当との御意見の

なかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄適当とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

最後に企画振興部から健康福祉部のファイルのうち、今回現物確認をしていないその他のファイルの中で廃棄不適当とすべき御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

それでは、これまで廃棄不適当の御意見のなかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄適当とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(2) その他

(神戸会長)

続きまして会議事項の2その他について事務局からお願いいたします。

(事務局)

- ◇ 今回の廃棄審議の結果については、改めて集計を行い、報告させていただく。
- ◇ 次回の審議会日程は、令和7年3月6日(木)。オンラインでの開催を予定。

(神戸会長)

ただいまの事務局の御報告につきまして、御質問御意見ございますか。

【異議なし】

(神戸会長)

次回、今年度の審議の方法についての御意見、改善点などがございましたら御意見等いただきたいと思いますのでお願いいたします。

それでは、以上で本日の審議を終了いたします。長時間ありがとうございました。

3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和 7 年 5 月 21 日

長野県公文書審議会 会長